



平成 19 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヒ ュ ー ネ ッ ト
代表者名 代表取締役社長 兵 頭 利 広
(J A S D A Q : コード番号 8836)
問 合 せ 先 総 務 部 長 河 村 宗 芳
(T E L : 03 - 5204 - 3161)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は今後、優先株式の発行による第三者割当増資を実施したいと存じますので、これに備えるため、現行定款第 5 条（発行可能株式数）に定める当社の発行する株式の総数を変更するとともに、優先株式に関する規定を新設するものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に対して迅速に対応するため現行定款第 23 条（任期）を変更するものであります。
- (3) 取締役会の意思決定の厳正化を図るため、第 28 条（取締役会の決議方法）を変更するものであります。
- (4) 優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役の責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できるよう定款第 34 条（社外取締役の責任限定契約）を新設するものであります。
- (5) 会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 49 条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。
- (6) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

内容の変更は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 19 年 6 月 26 日（火曜日）
定款変更の効力発生予定日	平成 19 年 6 月 26 日（火曜日）

以 上

4. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>69,100</u>万株とする。 (新 設) 第6条～第13条 (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設)	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>165,000</u>万株とする。 2 <u>当社の発行する種類株式の発行可能種類株式総数は、普通株式を145,000万株、優先株式を20,000万株とする。</u> 第6条～第13条 (現行どおり) 第2章の2 優先株式 (優先配当金) 第14条 <u>当社は、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載された優先株式を有する株主(以下、「本優先株主」という。)</u> <u>または優先株式の登録株式質権者(以下、「本優先株質権者」という。)</u>に 対して、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)<u>または普通株式の登録質権者(以下、「普通株質権者」という。)</u>に先立ち、優先株式1株につき、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当を行う(以下、<u>当該剰余金を「優先配当金」という。)</u>。 ただし、当社が次項に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 2 <u>当社が中間配当を行う場合、当社は、本優先株主または本優先株質権者に対して、普通株主または普通株質権者に先立ち、優先株式1株当たり優先配当金の2分の1に相当する額を優先中間配当金として支払う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>3 ある事業年度において、本優先株主または本優先株質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、「累積未払優先配当金」）については、当該翌事業年度以降の剰余金の配当に際して、普通株主または普通株質権者に対する剰余金の配当に先だって、支払われるものとする。</u> <u>4 普通株主または普通株質権者に対して利益配当金（中間配当金を含む。）を支払うときは、本優先株主または本優先株質権者に対し、1株につき普通株主または普通株質権者と同額を優先配当金に加算して支払う。</u> <u>（残余財産の分配）</u> <u>第15条 当社は、残余財産の分配を行う場合には本優先株主または本優先株式質権者に対して、普通株主または普通株質権者に先立ち、優先株式1株当たり50円および累積未払優先配当金を支払う。</u> <u>（議 決 権）</u> <u>第16条 本優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分に関する議案が定時株主総会に提出されなかったときは、当該定時株主総会より、また優先配当金を受ける旨の剰余金の処分に関する議案が定時株主総会で否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より優先配当金を受ける旨の剰余金の処分に関する議案が可決された定時株主総会の終結の時まで、株主総会において議決権を有するものとする。</u>
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(取得請求権)</u> <u>第17条 本優先株主は、優先株式の発行に際して取締役会決議で定める対価を請求することができる期間中、当該決議で定める対価として、普通株式または本条2項の対価のどちらかを当該株主の選択により交付を請求することができる。</u> <u>2 本優先株主は、優先株式の発行に際して取締役会決議で定める対価を請求することができる期間中、当該決議で定める対価として、前1項の対価または優先株式1株の払込金額相当額の現金のどちらかを当該株主の選択により交付を請求することができる。一部取得請求するときは、按分比例の方法により行なう。</u>
(新 設)	<u>(株式の併合または分割)</u> <u>第18条 当社は、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u>
(新 設)	<u>(除斥期間)</u> <u>第19条 第59条の規定は、優先配当金についてこれを準用する。</u>
(招 集)	(招 集)
第14条	第20条
(条文省略)	(現行どおり)
	(以下、条数繰下げ)
(任 期)	(任 期)
第23条	第29条
(条文省略)	(現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
	(以下、条数繰下げ)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議方法) <u>第28条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数 が出席し、出席した取締役の過半数を もって行う。 (新 設) (監査役および監査役会の設置) <u>第34条</u> (条文省略) (新 設) (事業年度) <u>第48条</u> (条文省略)	(取締役会の決議方法) <u>第34条</u> 取締役会の決議は、取締役の3分の2 以上が出席し、出席した取締役の3分の2 以上をもって行なう。 (以下、条数繰下げ) (社外取締役の責任限定契約) <u>第40条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外取締役との間に、任 務を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく責任 の限度額は、法令の定める最低責任限 度額とする。 (監査役および監査役会の設置) <u>第41条</u> (現行どおり) (以下、条数繰下げ) (会計監査人の責任免除) <u>第55条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規 定により、取締役会の決議をもって、同 法第423条第1項の会計監査人(会計監 査人であった者を含む。)の損害賠償責 任を、法令の限度において免除すること ができる。 (事業年度) <u>第56条</u> (現行どおり) (以下、条数繰下げ)

以 上